



おんせん県おおいた

事業所説明会 (共同生活援助)

令和6年12月20日

大分県障害福祉課 施設支援班



1. 地域連携会議について	3 - 7
2. サテライトの注意点	8
3. 日中サービス支援型共同生活援助の注意点	9
4. 利用者負担額について	10 - 13
5. 意思決定支援について	14
6. 虐待防止・権利擁護・業務継続について	15 - 17
7. 情報公表未報告について	18 - 19
8. 届出等が必要な加算等について	20 - 21

1. 地域連携会議について



共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

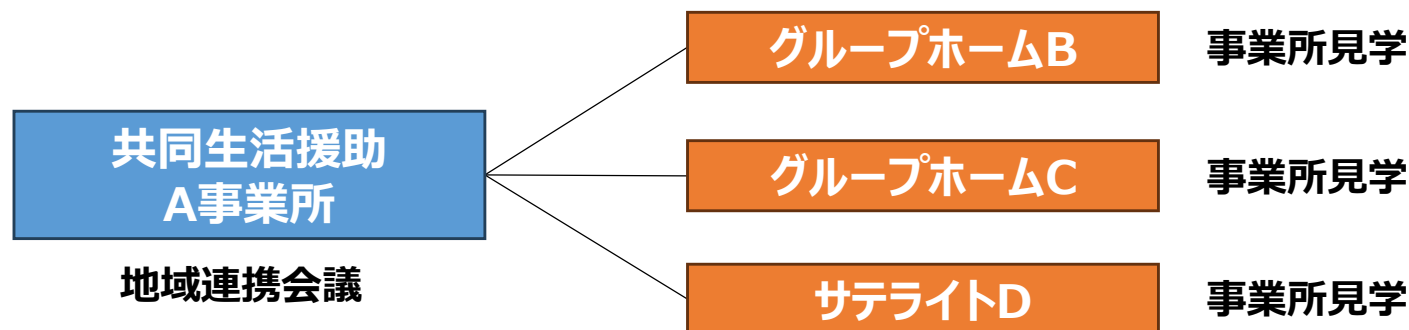
- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
 - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
 - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



1. 地域連携会議について



- 事業所と地域との連携による
 - ①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③サービスの透明性・質の確保、④利用者の権利擁護を目的に、事業所が設置する外部の目を入れた会議体。
- 会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者などを想定。このうち、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要。
- 地域連携推進員による事業所見学は、共同生活住居単位となることから、グループホームB、グループホームCサテライトDそれぞれに年1回以上行われることが必要です。



1. 地域連携会議について



会議の議題例

1 施設等やサービスの透明性・質の確保

- 利用者の日常生活の様子について
- 経営状況の報告
- BCP（業務継続計画）の策定状況について

2 施設等と地域との連携

- 障害についてのレクチャー
- 近隣からの苦情等の共有
- 地域行事のご案内

3 利用者の権利擁護

- 虐待、事故、ヒヤリハットの報告
- 支援者の様子
- 利用者の意向アンケート結果

1. 地域連携会議について



(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。

1. 地域連携会議について



(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどのようなものが想定されるか。

(答)

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

2. サテライトの注意点



当該サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。

利用者がサテライトに3年を超えて利用する場合は、事業所が給付決定をしている市町村に報告し、利用者のサテライト利用を認めてもらうこと！

3. 日中サービス支援型共同生活援助の注意点



日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89条の 3 第 1 項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

日中サービス支援型共同生活援助の事業者は、設置する市町村と連携し、年 1 回以上、市町村が設置する自立支援協議会等から評価を受けること！

※日中サービス支援型共同生活援助の開設における注意点

県の指定申請前に設置する市町村での自立支援協議会等による評価を受ける必要があります。

4. 利用者負担額について



【根拠法令】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号（以下、基準省令））

（利用者負担額等の受領）

第二百十条の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

	居宅介護	療養介護	生活介護 障害者支援施設	短期入所	機能訓練・生活訓練	宿泊型生活訓練	GH
	重度包括				就労移行		
	自立生活				A型・B型		
根拠条文	21	54	82(19)	120	159	170	210の4
交通費(区域外)	○						
食事提供費			○	○	○	○	
食材料費							○
光熱水費				○		○	○
材料費(創作活動)			○				
家賃or居室料						○	○
日用品費		○	○	○	○	○	○
その他日常生活費		○	○	○	○	○	○

4. 利用者負担額について



● 食材料費

- ・ 調理は、利用者と世話人が共同で行うので、食材料費のみ受領可。
（世話人の人件費は、給付費と重複するため不可。）
- ・ 食材料費を集計し、残額があれば利用者に返還すること。
（少なくとも年1回は集計すること。）

基準省令第二百十一条第2項（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

● 光熱水費

- ・ 実費を集計し、残額があれば利用者に返還すること。
（少なくとも年1回は集計すること。）
- ・ 短期入所と本体施設のように、光熱水費が他施設と合算の場合は、按分の根拠を明確に示せるようにしておくこと。
- ・ 従業者が利用することにより光熱水費が増加する場合は、事業者負担額を適正に設定すること。

4. 利用者負担額について



●家賃

- ・実費の範囲内であることから、基本的に以下のとおり算定すること。

【自己所有の場合】

建設費用（修繕費用等含む） ÷ 耐用月数 ÷ 利用定員

【賃貸物件の場合】

家賃（事業者⇒大家） ÷ 利用定員

※留意事項

- ・宿直室等、専ら従業者が利用する部分に相当する額を控除すること。
- ・公的費用（補助金）の有無についても勘案すること。
- ・近隣地域の相場を上回らないこと。

4. 利用者負担額について



● 日用品費

- ・ 利用者に一律に提供するもの（トイレトペーパー、石けん等）
- ・ 一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品

- ・ 留意事項
 - a. 運営規程に金額を明記する。
 - b. 実費を集計し、残額があれば利用者に返還すること。
(少なくとも年1回は集計すること。)
 - c. 従業者も使用する物品は、適切な額を控除すること

● その他日常生活品費（厚労省通知より抜粋）

- ・ 対象費用
 - ①利用者の希望によって、身の回り品を提供する場合に係る費用
 - ②利用者の希望によって、教養娯楽等を提供する場合に係る費用
 - ③利用者の希望によって、送迎を提供する場合に係る費用

・ 留意事項

すべての利用者に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められない。

5. 意思決定支援について



障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

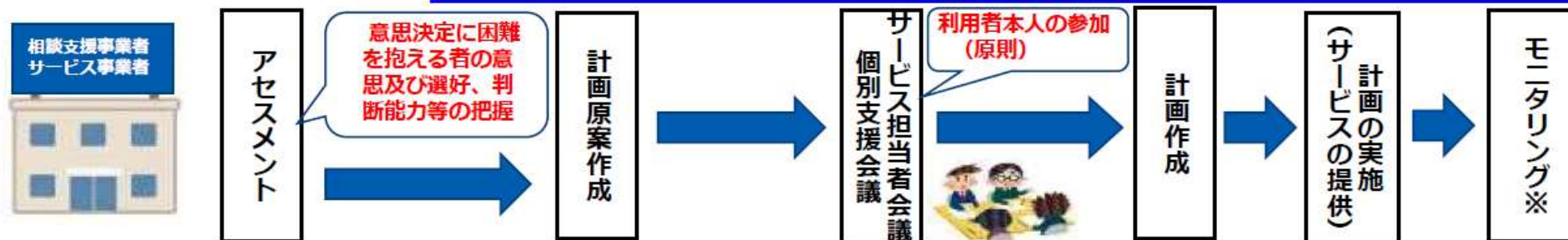
【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示 11

6. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

- 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

6. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

6. 虐待防止・権利擁護・業務継続について



	計画策定 従業者周知	指針	委員会 従業者周知	研修	訓練	記録	担当者 配置	運営規定
虐待防止			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身体拘束等の禁止		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
BCP (感染症)	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
衛生管理		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
BCP (非常災害)	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
非常災害対策	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		防火管理者 (消防法)	<input type="checkbox"/>
事故対応						<input type="checkbox"/> (県に報告)		

※ は合同開催可。

ただし、両方の内容を含んでいることが確認できるよう記録を残す必要有り

7. 情報公表未報告について



情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

7. 情報公表未報告について



WAMNET（障害福祉サービス事業所検索）への登録をください。



【注意事項】

- ・**毎年7月31日まで**に更新ください。
- ・事業者(法人)情報の『システムからの連絡用メールアドレス』に間違いが無いか確認ください。大分県からの情報はこのメールに発信しています。
- ・事業所登録内の『システムからの連絡先』を必ず記入ください。国からの災害通知連絡はこのアドレスに届きます。

8. 届出等が必要な加算等について



各種加算等では、人員基準、設備基準、利用者要件、支援実績等の実体的要件に加え、県（又は中核市）への届出が必要となる加算がある。

1 届出が必要な加算

報酬告示に「・・・として都道府県知事に届け出た〇〇〇事業所において」といった記載があるもの。＝「体制等状況一覧表」に項目があるもの

【要届出（例）】

- ・福祉専門職員配置等
- ・食事提供体制
- ・送迎体制

【届出不要（例）】

- ・欠席時対応加算
- ・医療連携体制

2 届出が必要な場合の提出期限

加算開始月の前月15日まで

（例外有り⇒食事提供体制加算は届出日から算定可）

8. 届出等が必要な加算等について



介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

提供サービス	定員数	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
各サービス共通			地域区分 1. 一級地 2. 二級地 3. 三級地 4. 四級地 5. 五級地 6. 六級地 7. 七級地 20. その他		
訓練等給付 共同生活援助		1. 6:1 2. 10:1 3. 旧I型 4. 旧II型 1. 旧日中支援I型 1. 2. 旧日中支援II型 1. 3. 5:1	施設区分 1. 介護サービス包括型 2. 外部サービス利用型 3. 日中サービス支援型		
			大規模住居(※7)	1. なし 2. 定員8人以上 3. 定員21人以上 4. 定員21人以上(一体的な運営が行われている場合)	
			職員欠如	1. なし 2. あり	
			サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
			身体拘束廃止未実施	1. なし 2. あり	
			虐待防止措置未実施	1. なし 2. あり	
			業務継続計画未策定	1. なし 2. あり	
			情報公表未報告	1. なし 2. あり	
			福祉専門職員配置等	1. なし 3. II 4. III 5. I	
			視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. II 3. I	
			看護職員配置体制	1. なし 2. あり	
			夜間支援等体制	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. I・II 6. I・III 7. II・III 8. I・II・III	
			夜間支援等体制加算I加配職員体制	1. なし 2. IV 3. V 4. VI 5. IV・V 6. IV・VI 7. V・VI 8. IV・V・VI	
			夜勤職員加配体制	1. なし 2. あり	
			重度障害者支援職員配置(※8)	1. なし 2. あり	
			地域生活移行個別支援	1. なし 2. あり	
			精神障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
			強度行動障害者地域移行体制	1. なし 2. あり	
			強度行動障害者体験利用加配職員配置	1. なし 2. あり	
			医療連携体制加算(VII)	1. なし 2. あり	
			通勤者生活支援	1. なし 2. あり	
			医療的ケア対応支援体制	1. なし 2. あり	
			居住支援連携体制	1. 非該当 2. 該当	
			移行支援住居体制(自立生活支援加算(III))	1. なし 2. あり	
			人員配置体制	1. なし 2. 7.5:1 3. 12:1 4. 20:1 5. 30:1	
			福祉・介護職員等処遇改善加算対象(※16)	1. なし 2. I 3. II 4. III 5. IV 6. V	
			福祉・介護職員等処遇改善加算(V)区分(※17)	1. V(1) 2. V(2) 3. V(3) 4. V(4) 5. V(5) 6. V(6) 7. V(7) 8. V(8) 9. V(9) 10. V(10) 11. V(11) 12. V(12) 13. V(13) 14. V(14)	
			指定管理者制度適用区分	1. 非該当 2. 該当	
			ピアサポート実施加算	1. なし 2. あり	
			地域生活支援拠点等	1. 非該当 2. 該当	
障害者支援施設等感染対策向上体制	1. なし 2. I 3. II 4. I・II				
中核の人材配置体制	1. なし 2. あり				
高次脳機能障害者支援体制	1. なし 2. あり				

ご清聴ありがとうございました。

